

西郷村新庁舎議場家具等購入公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、「西郷村新庁舎議場家具等購入(以下「本業務」という。)」にあたり、新庁舎議場の活用方法に適する家具等を選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称
西郷村新庁舎議場家具等購入
- (2) 業務期間
契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで
- (3) 履行場所
西郷村大字熊倉字折口原 40 番地内 新庁舎議場
- (4) 業務内容
別紙「西郷村新庁舎議場家具等購入仕様書」のとおり
- (5) 契約保証金
契約にあたっては、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納入すること。
- (6) 支払方法
業務完了後の一括払い
- (7) 契約条項
別紙 物品売買契約書(案)による。
仮契約であり、西郷村議会の議決が得られたときに本契約として認められる。
- (8) 契約金額
上限額 34,761,100 円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、(4)～(7)については、参加表明書提出日を基準とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 単体企業による応募であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。(参加表明書提出期限日から契約締結日まで)
- (6) 西郷村暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 28 日条例第 6 号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 条)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない又は申立てがなされていないこと。
- (8) 公示時点で、西郷村指名競争入札参加者の資格審査、指名等に関する要綱(平成 24 年 11 月 28 日告示第 81 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき作成した入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)において、「物品」に登録されていること。ただし、登録されていないものであっても、村の物品等入札参加資格審査申請書(以下、「審査申請書」という。)を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (9) 平成 27 年 4 月 1 日以降に完了した、本業務と同種の業務(以下「同種業務」という。)について、元請として履行が完了した実績を 2 件以上有していること。なお、同種業務は、次のとおりとする。
- (同種業務)
- 地方公共団体が発注する議場家具の納入業務で契約金額が税込み 3,000 万円以上のもの。
- ※議場家具と他のオフィス什器等を一括で納入した場合は、議場家具について税込み 3,000 万円以上であること。
- ※地方公共団体と契約した販売店や工事業者等に製品を提供した場合は、販売店や工事業者との契約額が税込み 3,000 万円以上であること。
- (10) 主たる業務内容については再委託を認めない。一部を再委託しようとする場合は、村の承諾を得ること。
- (11) この業務を行う期間中、本業務にかかる責任者と担当者を配置すること。責任者と担当者の要件は、「4. 配置予定者要件」による。担当者となる者は、プレゼンテーション・ヒアリングに出席すること。また、特別な理由がない限り、業務期間中に責任者及び担当者を変更してはならない。

4. スケジュール

No.	日 程	内 容
1	6 月 19 日 (木)	公示日 (公募開始)
2	6 月 27 日 (金) 午後 4 時まで	質問書受付締切 (事務局必着)
3	7 月 1 日 (火)	質問回答
4	7 月 3 日 (木) 午後 4 時まで	参加表明書受付締切 (事務局必着)
5	7 月 7 日 (月)	参加資格審査結果通知、一次審査結果通知 (メールにて)
6	7 月 24 日 (木) 午後 4 時まで	企画提案書受付締切 (事務局必着)
7	7 月 28 日 (月)	二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)
8	7 月 29 日 (火)	審査結果通知 (予定：メールにて)
9	7 月 30 日 (水)	仮契約 (予定)

5. 公募型プロポーザル実施要領等の配布

交付期間 令和7年6月19日から令和7年6月27日まで

6. 配布資料(西郷村ホームページからダウンロードすること。)

- ① 西郷村新庁舎議場家具等購入公募型プロポーザル実施要領
- ② 西郷村新庁舎議場家具等購入公募型プロポーザル実施要領別紙
- ③ 西郷村新庁舎議場家具等購入仕様書
- ④ 西郷村新庁舎議場家具等購入仕様書【別記1】
- ⑤ 西郷村物品購入契約書(案)
- ⑥ 参加表明書(様式第1)
- ⑦ 企業概要(様式第2)
- ⑧ 業務実績(様式第3)
- ⑨ 質問書(様式第4)
- ⑩ 企画提案書表紙(様式第5)
- ⑪ 委任状(様式第6)
- ⑫ 辞退届(様式第8)
- ⑬ 企画提案書様式(1～6)
- ⑭ 議席等配置レイアウト図
- ⑮ 評価基準表
- ⑯ 新庁舎建設実施設計概要版

7. 参加表明書類の提出方法

(1) 提出期間

令和7年6月19日から令和7年7月3日まで(郵便の場合は期限内必着)

(2) 提出先

〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40
西郷村役場企画政策課拠点整備係

(3) 提出方法

事務局へ持参(受付は、土・日曜日を除く午前9時から午後4時まで)又は書留郵便にて提出すること。

(4) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	様式第1号 参加表明書	原本1部 様式規格は、A4規格・縦のみ 文字サイズは、原則11pt以上
	様式第2号 企業概要	
	様式第3号 業務実績	

8. 質問票の提出と回答

質問は質問書（様式第4号）により電子メールで提出することとする。なお、必ず事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認する事とする。

電話等による質問や提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 受付締切 令和7年6月27日（金）午後4時（事務局必着）

イ 回答期限 令和7年7月1日（火）

ウ 回答方法 質問を取りまとめ回答書として西郷村ホームページに掲載する。

(1) 入札参加資格者名簿に記載の無い場合

3. (8) における入札参加資格者名簿に登録されていない者で、参加表明書類を提出しようとする者は、令和7年7月3日までに、審査申請書を事務局に持参し確認を受けること。（郵送不可）なお、ここで提出する審査申請書は、本プロポーザルにのみ有効とし、受け付ける業種種別は「物品」に限る。また、通常の審査とは別に扱うため、本プロポーザル以降も村の入札参加資格者名簿に登録希望の場合は、別途申請が必要となる。

※審査申請書の提出書類及び入札参加資格者名簿の確認については、下記 URL を参照のこと。なお、審査申請書については、随時受付のページを参照すること。

URL: <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/sangyo/keiyaku/nyusatushikaku/>

9. 審査

本プロポーザルにおける審査は、西郷村新庁舎議場家具等購入公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。なお、参加事業者が1者の場合においても審査は実施し、企画提案により優先交渉者を特定する。

10. 一次審査

提出された実績調書の内容について次の基準で審査委員会による採点を行い、点数が高い4者のみについて二次審査を実施するものとする。二次審査に参加できないことが決定した事業者には、事務局から通知する。なお、同点により5者以上となった場合は上位4位以内の者で二次審査を実施する。

(1) 一次審査の評価基準

評価項目	主な評価基準	配点
実績の評価	企業の実績 3,000 万円以上の実績 5 件 10 点 4 件 7 点 3 件 4 点 2 件 1 点	10

11. 二次審査

一次審査で選定された参加者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年7月24日(木)(事務局必着)

(2) 提出方法

事務局へ持参(受付は、土・日曜日を除く午前9時から午後4時まで)又は書留郵便にて提出すること。

(3) 提出書類

資料は全て西郷村公式ホームページからダウンロードすること。

URL: <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/sonsei/kyoten/puropo/>

提出書類	様式及び留意事項	提出部数
① 技術提案書表紙	様式第5号	正1部
② 業務の実施方針	様式任意 A4片面 ・業務実施にあたっての方針、取組体制、実施フロー及び工程計画、特に配慮する事項等を記述すること。	正1部、副6部
③ 企画提案書	様式第1～6をそれぞれA3片面 ・他のソフトウェアを使用して同様の形式で作成し提出することも可。 ・提出者を特定することができる内容の記述はしないこと。写真・イラスト内にも提出者を特定できる内容を含まないこと。 ・天井、壁、床の内装については、資料の図面やパースを参考に、内装に合う議場家具等の提案を行うこと。ただし、各品目の製品色については、契約締結後に変更する可能性があることを踏まえること。 ・各品目の提案にあたっては、西郷村新庁舎議場家具等購入仕様書[別記1]を確認し、要件をすべて満たす製品を提案すること。 ・一品目に対して複数の製品を提案することは不可とする。	正1部、副6部
④ 見積書	様式任意 A4片面 ・品名、数量等内訳等がわかるようにすること。 ・提案する製品を納品・設置する場合の見積額とし、製品カラー、ひな壇の高さ、配線孔・配線整理にかかる加工等について契約締結後の協議で変更となる可能性があることを見込むこと。	正1部、副6部

	・納品後の保証等については、仕様書の内容で見込むこと。 ・消費税及び地方消費税を含む見積額を記載すること。 ・「西郷村長 高橋廣志」宛とすること。 ・上限額を超えないこと。	
⑤ 提出方法等	上から順に次のとおり重ねて1部とし、1部ごと紙ファイルに綴じて、提出すること。 〔正本〕 企画提案書表紙 見積書 業務の実施方針 企画提案書様式第1～6 〔副本〕 見積書 業務の実施方針 企画提案書様式第1～6	

(4) 失格基準

審査の合計点数が26点以下のときは失格とする。

12. プレゼンテーションと結果通知

提案審査は、村が設置するプロポーザル審査会にて行う。

プレゼンテーション・ヒアリングを実施したうえで、評価基準表に基づき評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 実施予定日 令和7年7月28日（月）

イ 実施場所(予定) 議員控室

(詳細については一次審査通過企業に通知します。)

- ・プレゼンテーション・ヒアリングの出席人数は5名以内とする。
- ・プレゼンテーション時間は20分以内とし、質疑応答(ヒアリング)の時間は10分程度とする。ただし、質疑応答の時間は延長する場合がある。
- ・プレゼンテーションにパソコン、プロジェクターを用いることを可とするが、既に提出済みの提案書に基づくものとし、追加提案は認めない。事務局でノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
- ・サンプル等の持込みについては、別紙「サンプル等の持込みについて」を確認の上、事前に事務局と調整を行うこと。

- ・災害等の影響により実施が困難となった場合は、ヒアリング実施の有無を含め、適切な方法に変更する場合がある。

(2) 評価・配点等

評価項目・配点については、別表「評価基準表」の通りとする。

「業務の実施方針」、「企画提案書」、「参考見積額」を評価対象とする。

(3) 結果通知

- ・審査の結果は電子メールにて通知する。
- ・審査結果に対する異議申し立てをすることはできない。

13. 契約候補者の特定

一次審査・二次審査の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に点数が高い者を次点提案者に特定する。同点の者があるときは価格点により順位を決定する。価格点が同点の場合は、審査委員会により決定する。

14. 契約締結

13.により特定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行うものとする。なお、最優秀提案者との交渉が不調のときは、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

15. 失格又は無効

次に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 見積限度額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- (4) 本業務に関して、事務局員または審査委員会審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合。
- (7) 参加要件を欠くことになった場合。
- (8) その他審査に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合。

16. 費用の負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

17. その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。

- (3) 提出後の企画提案書等の修正または変更は原則として認めない。
- (4) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
- (5) 提出された書類の返却はしない。
- (6) 情報公開請求があった場合は、提案書及び審査結果を公開する(社名等は除く)。
- (7) 参加資格の確認や審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。

【事務局】

〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40

西郷村役場企画政策課拠点整備係

担 当：渡部、鈴木（琢磨）

T E L：0248-21-5191

E-mail：kyoten@vill.nishigo.lg.jp